

福岡県国際交流センター共催事業申請要領

1 趣旨

県民の国際化社会への理解促進等を図る目的で行なわれる各種事業に対し公益財団法人福岡県国際交流センター（以下「センター」という）へ共催を申請する場合には、原則としてこの要領に定めるところによる。

2 承認の基準

(1) 主催者

主催者が、次の各号のいずれかに該当するものであること。ただし、暴力団、暴力団員が役員となっている団体及び暴力団員と密接な関係を有する団体は承認の対象としない。

(ア) 国及び地方公共団体（公共、公団等の外郭団体を含む）

(イ) 公益法人（宗教法人を除く）

(ウ) その他公共的活動を目的として結成された団体で、適当と認められるもの。

(2) 行事等の内容

行事等の内容が、次の各号に適合するものであること。

(ア) 県民の国際化社会への理解推進、普及又は啓発に積極的に寄与すること。

(イ) 営利を目的としないこと。

(ウ) 公共の福祉に反するおそれがないこと。

(エ) 法令、規則等に違反するものではないこと。

(オ) 原則として、広く県民一般を対象とするものであること。

(カ) その他、政治性をもった活動や宗教活動などセンターの公平・中立性に対し県民に疑義を生じさせるものでないこと。

(3) その他

(1) 及び(2)の基準によるほか、共催したことにより、センターの信用を失墜することのないよう次の事項に配慮すること。

(ア) 行事等の開催については、事故防止、環境保全対策に十分な措置が講じられていること。

(イ) 特定の企業等又は個人の宣伝に利用されないこと。

3 共催条件等

(ア) 共催名義は「公益財団法人福岡県国際交流センター」とする。

- (イ) 経費は、原則として主催者負担とする。
- (ウ) 申請事項に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- (エ) 政治活動及び宗教活動は行なわないこと。
- (オ) そのほか、必要な条件を附することができるものとする。

4 申請期限

共催申請は、原則として開催の3ヶ月前までに行うこと。

5 手続き

(1) 申請

当該行事にかかる理事長宛の申請書（様式1）を主催者等から提出させるものとする。

申請書には、次の事項を記載した書類を添付させるものとする。

- (ア) 企画書（開催日時、後援予定、事業目的、事業対象者、申込方法、イベントスケジュール、内容など）（様式2）
- (イ) 収支予算書（様式3）
- (ウ) 団体規約（または会則）、役員名簿、これまでに実施した事業が分かるもの、並びに暴力団排除に関する誓約書（様式4）
- (エ) 寄付先に関する資料（チャリティ事業の場合）
- (オ) 過去開催したイベント、事業のチラシ等
- (カ) その他必要と思われるもの

(2) 承認

申請が行われた場合、センターはその内容を審査し、その要領に合致していると認められるときに共催を承認する。また、承認後は、承認書（様式5）を速やかに発行する。

(3) 結果の通知

事業実施後1ヶ月以内又は4月10日のいずれか早い時期に、主催者等から共催事業実施報告書（様式6）を提出させ、供覧する。

附 則

この要領は、平成24年 3月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月17日から施行する。